

【記者会見資料】

脱原発東北電力株主の会

代表 篠原 弘典

●今回の株主提案

26年続けての株主提案

株主数 217名 議決権数 2,765個(276,500株)

●プロフィール

- 1990年 第66回定時株主総会参加
 - 1990年 株主総会決議取消訴訟
 - 1992年 第68回総会に「青森・宮城・福島3県の県議会議長を取締役に据える慣例をやめること」を求める3つの議案の株主提案(77名株主45,400株)
 - 1992年 株主総会議決権確認訴訟
 - 1996年 脱原発株主提案(102名株主68,400株)以後毎年
 - 2001年 脱原発株主提案(687名株主710,700株)
 - 2009年 脱原発株主提案、「株券電子化」で247名株主321,500株に半減
 - 2020年 脱原発株主提案(217名株主254,900株)
- 事務局10名 全国約230名の株主から賛同協力

●これまでの主な株主提案

- 青森・宮城・福島の県議会議長経験者を取締役に据える慣例をやめる(1992・1996・2001年)
- 配当金を一株当たり30円に増配すること(1996年～2006年)
- 取締役会をスリム化すること(1997年・1999年・2001年)
- 新潟県巻原発建設計画を白紙撤回すること(1996年・1997年・2000年・2001年)
- 自然エネルギーを推進するためグリーン電気料金制度を導入すること(2000年)
- 役員報酬を開示すること(2004年～2010年)
- 部門別カンパニー制度の導入(2005年)
- 役員退職慰労金制度を廃止すること(2006年)
 - ・核燃料サイクル事業からの撤退(2002年・2004年・2005年・2011年・2016年・2017年)
 - ・プルサーマル計画を中止すること(2009年)
- 浪江・小高原原発計画を白紙撤回すること(2012年)
- 高速増殖炉開発からの撤退(2010年・2016年)
- 女川原子力発電所の廃止(2017年)
 - ・原子力発電は行わない(2020年)
 - ・原子炉設置変更許可の辞退と申請の取り下げ及び提出の断念(2020年)
 - ・放射性廃棄物の発生者責任 ・原子力災害対策への責任(2020年)
 - ・地域に寄り添う取り組み ・当会社以外の原子力発電事業者等への支援の禁止(2020年)

※○は、取締役会の反対で株主総会で否決されたが、後に実現した株主提案

東北電力株式会社第97回定時株主総会

共同株主提案議案

第1号議案 定款一部変更の件（1）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第7章 原子力発電所

第39条 当社は、女川原子力発電所、東通原子力発電所の再稼働を断念し、原子力発電から撤退する。

○提案の理由

福島第一原発事故から10年が経ちました。10年前の3月、福島では16万人の人々が着の身着のままの避難を強いられ、そのうち4万人がいまだに自宅に帰れず、2300余人の方が「震災関連死」で命を落としています。

福島の人々の苦難は、原発事故が他の事故と比較にならない、破局的・壊滅的な被害をもたらすことを、私たちに教えました。何十年何百年も人が住めない土地が生まれ、人々のくらしや生業、故郷を根こそぎ奪い去る。そんな巨大災害をもたらす施設は、原発以外にないのです。

当社が本当に地域に「寄り添う」のならば、地域を壊滅させるリスクをはらむ原発からは撤退すべきです。

また、これまで除染、補償、廃炉などにかかった費用は11.2兆円、将来的には80兆円を上回るとの試算もあります。東電は、除染、補償、廃炉を行うために「国有化」され存続しましたが、事実上倒産していました。

一度の原発事故で当社の3倍以上の販売量があった東電でさえ倒産したのに、当社が存続できるはずがありません。経営上のリスクから言っても、原発から撤退すべきです。

第2号議案 定款一部変更の件（2）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第8章 東通原子力発電所及び女川原子力発電所3号機の廃止

第40条 当社は、東通原子力発電所の適合性審査を取り下げ、女川原子力発電所3号機の申請を断念し、ともに廃炉の措置を進める。

○提案理由

当社は女川原発2号機の来年度の再稼働に向けて邁進しています。工事費用は3400億円とのことですが、再稼働に必要な安全対策工事計画の認可を受けても、5年以内に特定重大事故等対処施設の建設をしなければなりません。費用の概算も明らかにされていません。

東通原発については2011年2月から第4回定期事業者検査が続いたままであり、施設直下に活断層があり、新規基準に合格することは絶望的な状況です。現状のままでは保守点検費用がかさむばかりです。

女川原発3号機については、昨年11月18日樋口社長が記者会見において、「再稼働の申請については具体的に申し上げられる段階にない」と述べており、進展は見られません。3号機も2号機同様の被災原発であり、再稼働には2号機同様の茨の道が待ち受けているだけであり、莫大な費用が掛かります。再稼働は当社の財務状況を圧迫するだけであり、メリットはありません。両原発の再稼働に固執せず、廃炉が当社の最良の選択です。

第3号議案 定款一部変更の件（3）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第9章 放射性物質の責任管理

第41条 当社の原子力発電により発生させた使用済核燃料その他の放射性物質は、当社の原子力発電所の敷地内で厳重に管理保管する。また、当社の原子力発電所の廃炉を含め、放射性物質の発生量を増加させないものとする。

○提案理由

日本政府は、使用済核燃料を再処理し、回収ウラン・プルトニウムを発電に利用する「核燃料サイクル」を謳ってきました。しかし、サイクルの中核であった高速炉「もんじゅ」は重大事故続きで廃炉になり、六ヶ所村の再処理工場も未だに稼働していません。また、サイクルから生じる高レベル放射性廃棄物の最終処分場も、北海道の寿都町と神恵内村で文献調査が始まったものの、住民や周辺自治体の反発も強く、実現は困難です。

従って、使用済核燃料そのものが高レベル放射性廃棄物となるうえ、廃炉後の解体・撤去作業により大量の放射性廃棄物も発生します。生命への危険がなくなるまでに 10 万年もかかるというこれらの放射性物質を、これ以上発生させてはなりません。また、すでに発生した放射性物質の管理責任の第一は、原子力発電により巨大な利益を得た当社にあります。

道義的には当社の本店敷地内で管理すべきですが、移動時の危険性や技術的困難さから、発電所現地の人々に苦難を押し付けてしまうこととなりますが、苦渋の提案をせざるを得ません。

第 4 号議案 定款一部変更の件（4）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 10 章 設備投資決定時の健全な経営維持の保障

第 4 2 条 当社は、1000 億円以上の設備投資を行う際は、健全な経営維持に資するかどうかを判断するため、株主総会で取締役が説明義務を果たし、株主の同意を得ることとする。

○提案の理由

女川原発を再稼働させるための安全対策工事に 3400 億円掛るとされています。さらにテロ対策で義務付けられた特定重大事故等対処施設の設置にも約 1000 億円が掛ると予想されます。

当社の年間設備投資額は直近 5 年間の平均で 2900 億円余りですが、1 件の設備投資でこれだけの出費があるのは健全な経営維持の観点からも問題にせざるを得ません。

これまでは設備を作れば作る程、総括原価方式で電気料金に上乘せられて利益になっていましたが、この総括原価方式が昨年廃止され、新たな収益が見込めない設備に多額の資金を投資することは避けなければなりません。

当社は多額の安全対策工事費を捻出するために社債を発行していますが、投資家にとって有利な一般担保付社債の発行は 2025 年までに停止されることになっており、銀行融資も含めて資金調達が困難になる状況も予想されます。

巨額の設備投資については健全な経営維持の観点から、それが適切であるかの検討が不可欠です。株主総会に諮るべきです。

第 5 号議案 定款一部変更の件（5）

◎議案内容

以下の章を新設する。

第 11 章 相談役及び顧問等の廃止

第 4 3 条 当社は、経営の透明性及び実効性を向上させ、企業統治（コーポレートガバナンス）の更なる強化・向上を図るため、相談役及び顧問等を廃止する。

○提案の理由

相談役・顧問制度は、会社法に規定がなく、慣習的に認められてきた日本企業特有のものです。会長や社長が退任後に企業に残り実質的な「院政」の形で現経営陣に影響力を行使しているとの批判や、目に見える貢献が乏しいとの指摘がなされ、外国人投資家を中心に透明性等について批判が出ており、企業統治（コーポレートガバナンス）の向上につなげる観点からも見直しの動きが広がっており、すでに、ソニーや資生堂、日本たばこ産業（JT）、カゴメ、伊藤忠商事等、多くの国内企業が廃止しています。

当社では、八島俊章氏、幕田圭一氏、高橋宏明氏及び原田宏哉氏が特別顧問に就任しており、更に今回新たに、海輪誠氏が相談役に就任しました。彼らは、電力全面自由化が進展する中、危険で不安定な電源、コスト高で経済性のない原発に固執し、当社の経営を危うくしてきました。

当社が、再生可能エネルギーを基盤とする脱原発の新たな経営に一刻も早く舵をきるためにも、悪しき慣習でしかない相談役・顧問制度を廃止すべきです。

●「株主提案権」とは

※参考

新会社法第303条2項および305条1項【株主による議題・議案の提案権】

前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権又は三百個（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。（以下省略）

株主の「提案権」は、欧米の株主総会では以前から定着していた制度です。株主総会で会社（取締役会）が議案を提案するのと同じように、株主にも議案提案の権利を認めようというものです。日本では、昭和56年の商法改正で、「232条の2」に導入されました。その後2006年の新会社法の第303条2項および305条1項に引き継がれています。その目的は、株主に対して、株主総会の機会を利用して会社の経営に関する株主自身の意思を決議に反映させ、会社内部の風通しを良くしようというものです。

この株主提案権を行使するためには、

- ① 株主総会当日（6月末の予定）の8週間前までに議案を提出すること
- ② 合計で議決権300個（3万株）以上の株主の同意・署名があること
- ③ その株主たちが、議案提出の時点で、引き続き6か月以上株を持っていること
- ④ 提案に加わろうとする株主が自分の証券会社等に「個別株主通知」の申出を行うこと

が必要です。

●2009年「株券電子化」に伴う株主提案の流れ

以前は、「株主提案権行使合意書兼委任状」に必要事項を記入し届け出印を押して、返送するだけでした。ところが、2009年1月の「株券電子化」で上記手続きの他に、証券会社等に「個別株主通知申出書」を提出し、「個別株主通知申出受付票」を入手し、返送していただく手続きが必要になりました。

